

学校警察連絡制度の構築

少年の非行防止・被害防止を内容とする
学校警察連絡制度を立ち上げました。

警察署と学校は、一般的な情報交換に加え、児童生徒の非行防止、立ち直り支援及び犯罪被害の防止に関わる具体的な情報交換も行い、警察と学校が連携して行動し、継続的に対応することができるようにしました。

協定調印式の様子（平成16年9月8日）



協定調印

県教育長、私立中学高等学校
協会長と県警本部長が相談を
して、お互いに連絡しあうこと
を確認しました。

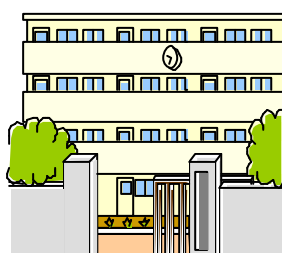
平成17年3月1日までの間に・・・

県内全44市町村の教育長 **協定調印** 各警察署長

山形大学教育学部長 **協定調印** 山形警察署長

国立鶴岡高等工業専門学校長 **協定調印** 鶴岡警察署長

県内の全中学・高校と警察署間の連絡体制が確立



連絡体制

